

市公契約基本条例の概要

1 制定の趣旨

(1) 本市では、

- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
- ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
- ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
- ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入

など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。

- #### (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。

2 4つの基本的な考え方

(1) 市内中小企業の受注機会の増大を図る

- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
- これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。

(2) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する

- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。
- 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、一定金額以上の公共工事等

を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えている。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 令和3年度以降の主な取組

上記2「4つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力。
- (2) 労働関係法令遵守状況報告書による法令違反の是正指導及び法定福利費の明示の義務付け等の社会保険加入対策を継続実施。
- (3) 週休2日の現場閉所の本格実施に向けたモデル工事の対象を、災害復旧工事や工期等に制約がある工事を除き、原則、すべての工事に拡大。

ダンピング対策の更なる強化に向け、令和4年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から、工事の低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げ。

受注者の本社経費の実態を反映させるため、令和4年5月から土木工事における予定価格の算定基準を国と同様に引き上げ。

- (4) S D G sをはじめ、持続可能な社会を構築する取組に向けた企業行動の重要性を啓発することを目的に、予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を引き続き実施。

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請契約における市内中小企業の活用を促すため、**入札公告、契約約款等で市内中小企業を選定する努力義務を明記**
- 大型案件においては、**市内中小企業が参画しやすいJVへの発注とするなど、可能な限りの中小企業の参入機会の確保に努めている。** など

(1) 工事

- 令和3年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約88%、契約金額ベースで約64%を占める。

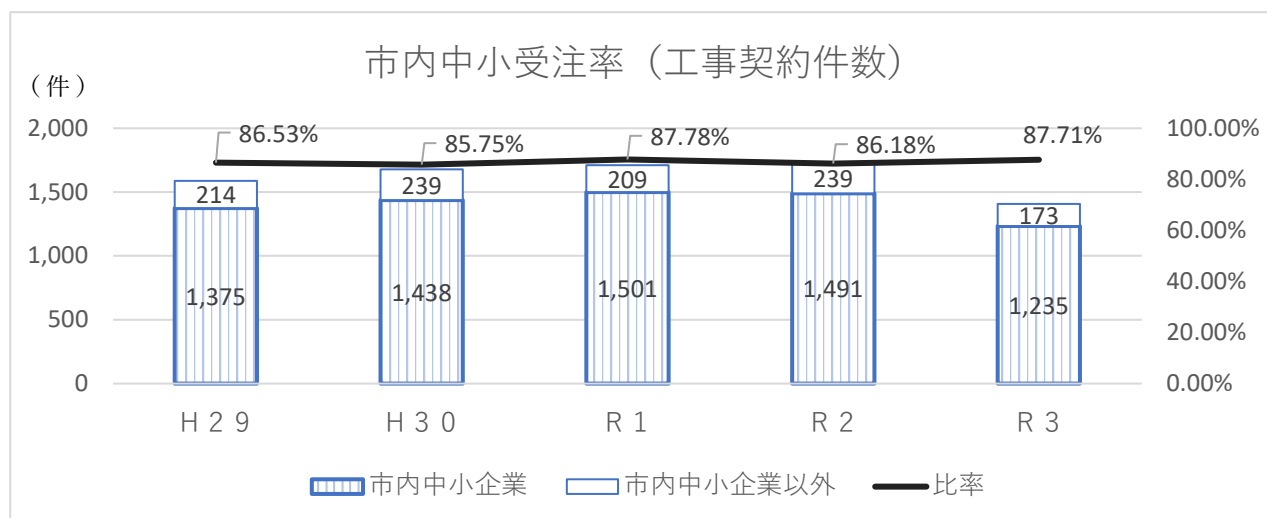
「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳を見ると、WTO適用案件が約48%と最も高くなっている。

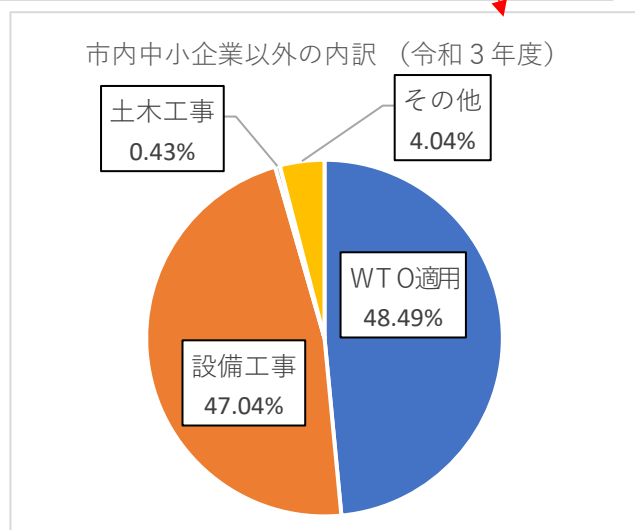
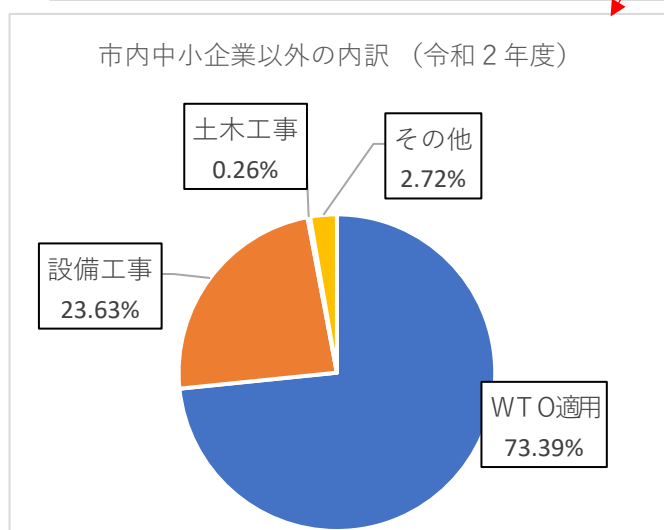
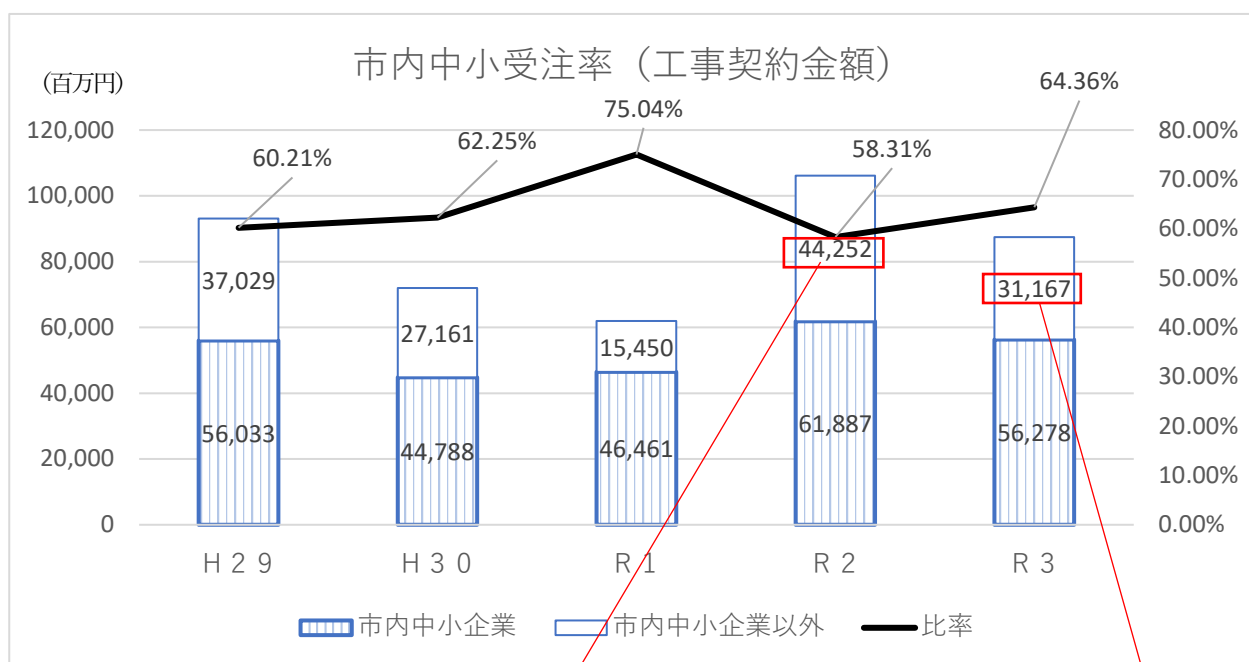
- 令和2年度と比べると、件数ベースで約2ポイント増加(+1.53)、金額ベースで約6ポイント増加(+6.05)している。

この金額ベースでの増加は、京都市立芸大移転整備工事（約196億円、令和2年度）などの、WTO適用案件の契約金額が減少した（△約173億円）ことなどが影響している。

- 平成29年度から令和3年度までの5年間で、市内中小企業受注率の件数ベースは9割程度で推移しており、金額ベースは6割程度で推移している。（WTO適用案件が0件だった令和元年度は金額ベースの割合が高くなっている。）

◆ 市内中小企業受注率（工事）





- 注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計
- 2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。
- 3 測量、設計等の委託契約を含む。

(2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。

➤ 令和３年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約６４％、金額ベースで約２８％となった。

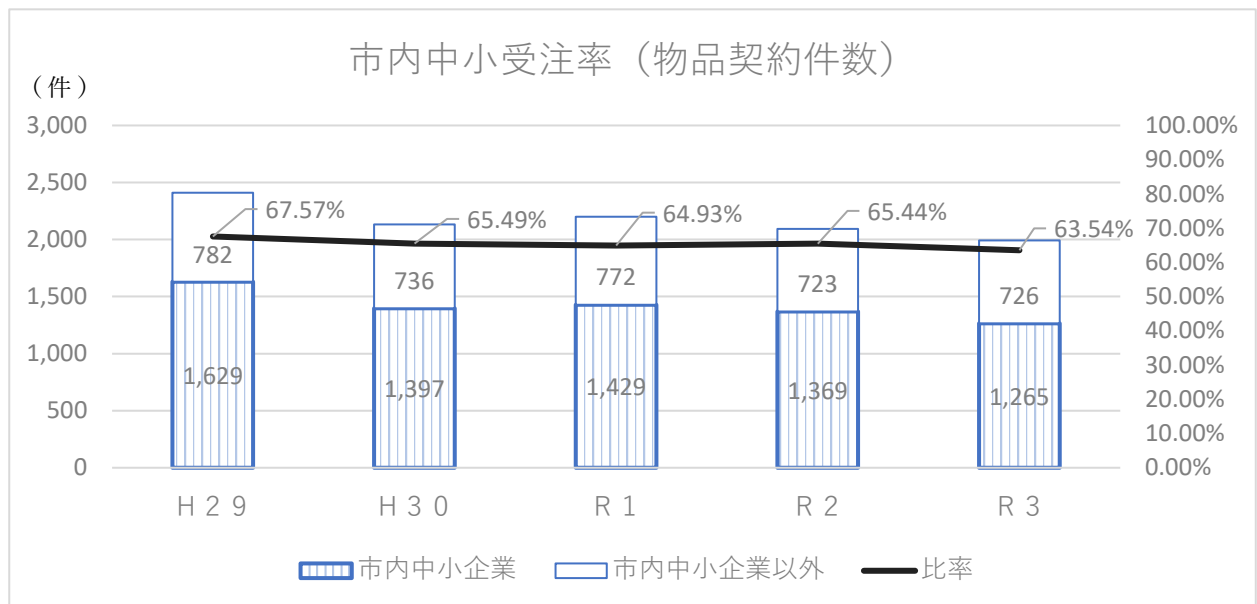
➤ 令和２年度と比べると、件数ベースは約２ポイント減少（△１．９０）、金額ベースは約１ポイント増加（＋１．１４）している。

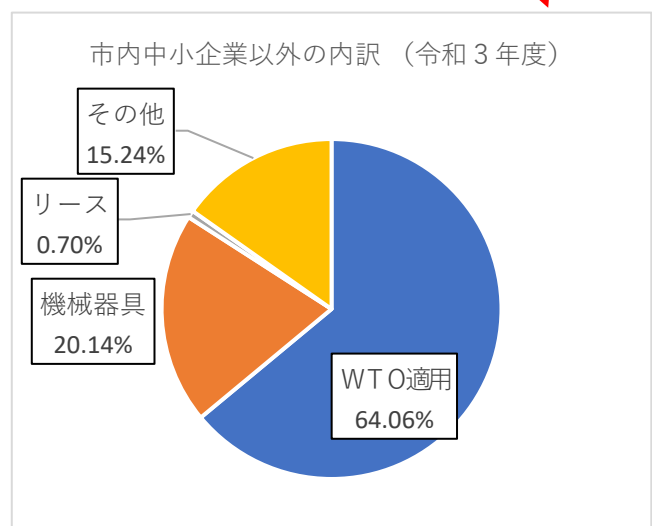
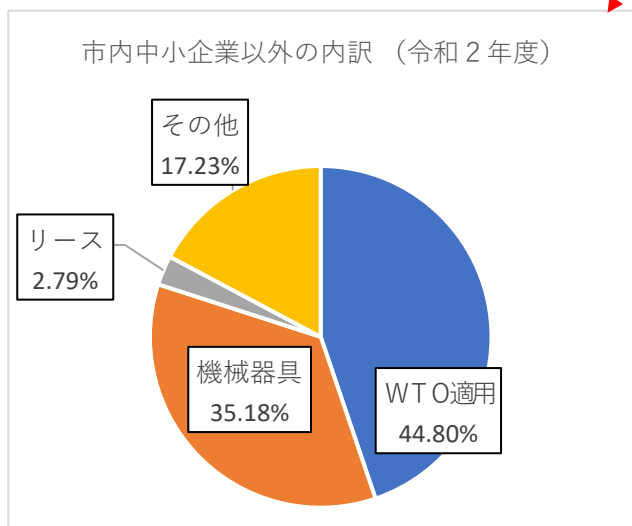
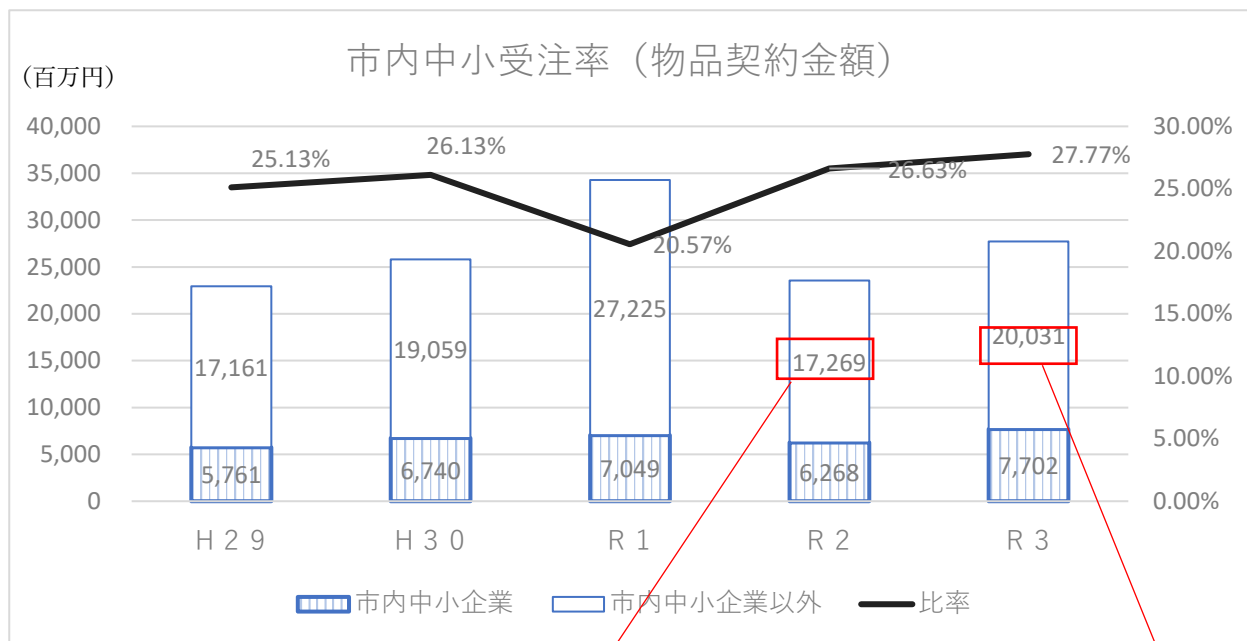
市内中小企業以外の契約状況について、ＷＴＯ適用案件の受注件数が増加（５４件）したことが影響したと考えられる。

➤ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳は、鳥羽汚泥処理設備運転管理委託（約２７億円）や基幹系共通基盤システムのサーバ賃貸借（約１０億円）などのＷＴＯ適用案件が約６４％、東西線線路保守検査（約２億円）などの機械器具が約２０％あり、これらの市内中小企業で調達困難な高額案件があることから、市内中小企業受注率の金額ベースの割合が低くなっている。

➤ 平成２９年度から令和３年度までの５年間で、市内中小企業受注率は、件数ベースは６～７割で推移しており、金額ベースは、地下鉄（烏丸線）新型車両等の調達等の高額の調達案件があった、令和元年度を除くとほぼ横ばいである。

◆ 市内中小企業受注率（物品）





注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 不用物品売却を除く。

(3) 共同企業体（JV）へ発注する工事の基準（京都市共同企業体運用基準）

- (1) 予定価格がおおむね 3 億 5 千万円以上の土木工事
- (2) 予定価格がおおむね 7 億円以上の建築工事
- (3) 予定価格がおおむね 3 億円以上の電気及び管工事
- (4) 通常の規模を大幅に上回るその他の工事

今後の方向性

➤ 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や下請事業者、公の施設の指定管理者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め、遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に運用開始。
- なお、低賃金での就労とならないよう、発注者として適正な予定価格での発注に努めている。
具体的取組の一つとして、平成30年7月から、必要な法定福利費が契約段階から確保されるよう、市に提出する工事請負代金内訳書に法定福利費の明示を義務付け。
- 令和元年度から、週2日の現場閉所を行うモデル工事を実施。
さらには、令和4年度から災害復旧工事や工期等に制約がある工事を除き原則すべての工事に拡大。
- 令和2年10月から、建設業法改正により社会保険への加入が建設業許可・更新の要件とされたことや、全国的に未加入対策が厳格化されたことを踏まえ、工事請負契約において社会保険未加入の建設業者を下請人とすることを禁止（ただし、是正のための猶予期間を設ける） など

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度概要

① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格5千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格1千万円超 ※建物・公園清掃、常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件、労働時間、保険、賃金などの14項目

③ 手続

ア 受注者は、下請事業者の報告書を取りまとめのうえ、契約後2箇月以内に市に提出

※ 提出済みの記載事項に変更が生じたら、市に提出

イ 労働関係法令違反が判明した場合、契約後6箇月以内に違反状態を解消し、「措置結果報告書」により市に報告

④ 公表、競争入札参加停止措置

ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは、当該事業者の氏名、公表対象となる事実の具体的内容などを公表

イ 公表中の事業者や、当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは、原則として競争入札参加停止措置

(2) 主な取組結果

① 令和３年度の対象公契約の割合

工事、役務委託とも、件数ベースでは約２０～２５％だが、金額ベースでは約８５％となっている。

なお、指定管理は全て対象である。

	入札件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象件数	比率	市全体	対象件数	比率
工事	1,170	241	20.60%	86,780	73,855	85.11%
役務委託	378	94	24.87%	7,371	6,299	85.46%
指定管理	22	22	100.00%	—	—	—

注１ 競争入札等により令和３年度に締結した契約の合計

２ 上表以外に、随意契約２５件（２，０２１百万円）も制度の対象

３ 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

４ 指定管理者制度の導入施設数 ３８３施設（令和４年４月１日現在）

② 令和３年度の提出状況

ア 提出事業者数

工事 延べ２，８９１者 実数２，２６１者

役務委託 １８４者 １１４者

指定管理 ３２者 １８者

イ 是正対象者数 ０者

トピックス 「本件業務に従事する労働者のうち最も低い賃金単価（時給）」について
提出された報告書に記載の最も低い賃金単価（時給）を集計した結果は、次のとおりとなった。

令和２年度 （平均値）１，３６５円 （中央値）１，２５０円

令和３年度 （平均値）１，３６８円 （中央値）１，２５０円

※個人事業主、役員など、「最低賃金法が適用される労働者が従事していない事業者」を除く延べ２，３０９者分

（参考）

京都府最低賃金（令和３年度）９３７円（令和３年９月まで９０９円）

令和２年度と比べると、平均値はほぼ横ばい（＋３円）、中央値は同値であった。

③ 週休二日モデル工事の実績

	R1	R2	R3	R4
対象件数	3	6	20	100 (見込)
工事完了件数 (①)	3	6	20	—
うち4週8休達成数 (②)	2	6	20	—
工事完了件数に占める4週8休達成数割合 (②/①)	66.67%	100%	100%	—

注 発注者指定方式の実績

今後の方向性

- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しが必要ないか検討していく。
- 週2日の現場閉所を行うモデル工事の原則全案件適用により、引き続き建設業の働き方改革等の推進に取り組んでいく。

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

○主な最近の経過（工事）

平成 24 年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成 27 年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成 25 年度～ 平成 25 年度以降、毎年度、公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映

令和 4 年度においても、公共工事設計労務単価改定を、令和 4 年 4 月 1 日の入札から原則反映

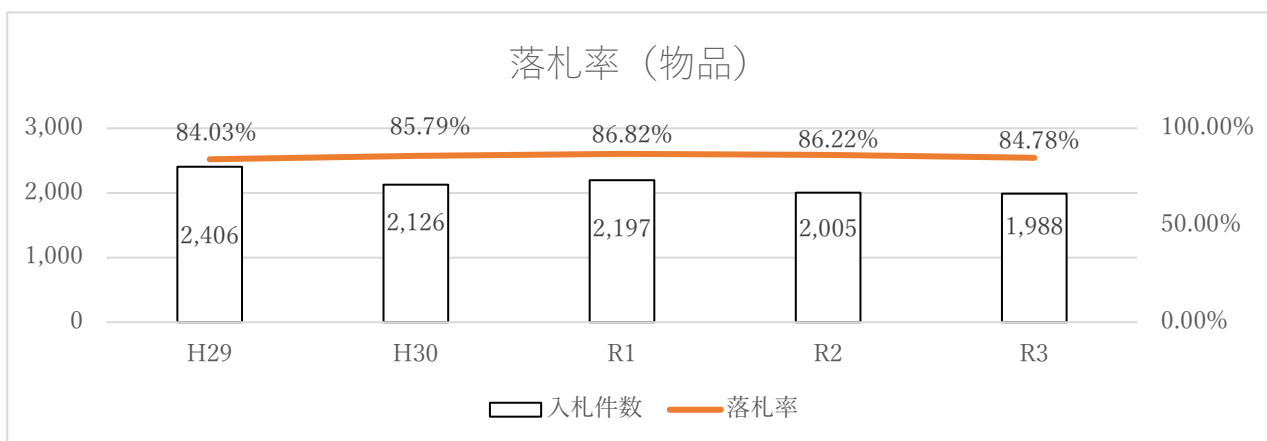
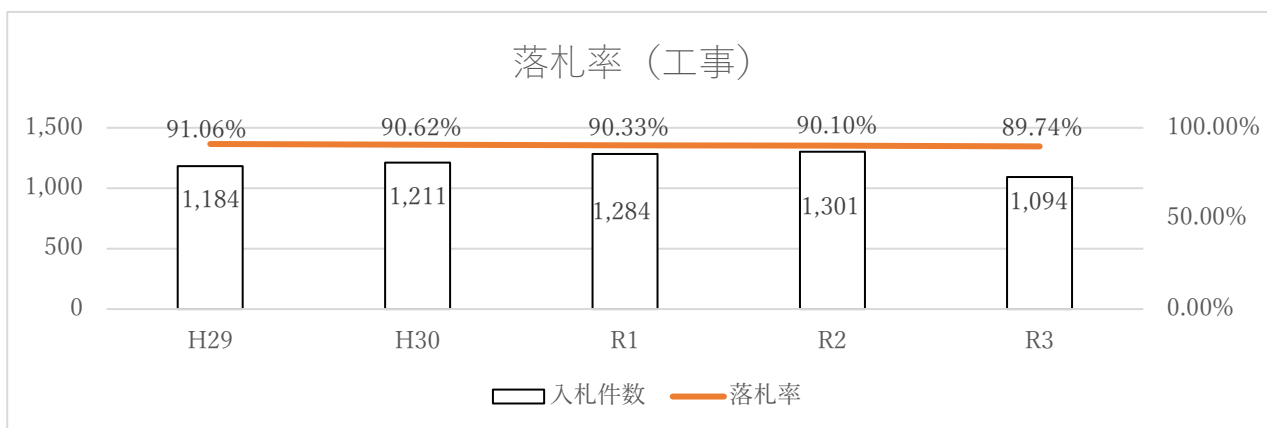
令和 4 年度 ダンピング対策の更なる強化のため、工事の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げ

- 受注者の本社経費の実態を早期に反映するため、令和 4 年度に国の積算基準の改定に合わせ、土木工事の積算のうち一般管理費率を引き上げ
- 適切な履行評価の実施、将来の人材の育成、下請契約の適正化の促進、不正行為の排除を徹底 など

主な取組結果

- 令和 3 年度の落札率は、工事が約 90%、物品が約 85%となっている。
- 令和 2 年度と比べ、工事、物品ともにほぼ横ばい（工事△0.36 ポイント、物品△1.44 ポイント）となっている。
- なお、工事に関しては、ダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の算定基準を、平成 25 年度から平成 29 年度まで 5 年連続で引き上げ、令和 2 年度及び令和 4 年度にさらなる引き上げを行っている。

◆ 市全体の落札率



- 注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計
- 2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も含む。
- 3 工事には測量、設計等の委託契約を、物品には不用物品売却を含まない。
- 4 落札率は、単純平均（1件ごとの落札率を入札件数で除算）

トピックス 1

予定価格（税込）が2億円を超える工事契約における最低制限価格及び失格基準価格未満での応札者数の推移

最低制限価格及び失格基準価格未満での応札件数の推移は、全応札者数の約3割で推移している。

	R1	R2	R3
入札件数	34	32	46
総応札者数	220	284	445
うち 価格未満の応札者数	60	93	134
価格未満応札者の割合	27.27%	32.75%	30.11%

注 予定価格が事後公表の工事契約を集計

トピックス 2**不落件数の推移**

不落件数の推移については約 1 ～ 2 % 台で推移している。

	H29	H30	R1	R2	R3
入札件数	5 6 7	4 8 9	5 9 9	5 8 3	4 2 1
うち不落件数	1 2	1 1	7	1 0	5
割合	2 . 1 2 %	2 . 2 5 %	1 . 1 7 %	1 . 7 2 %	1 . 1 9 %

注 不落とは、応札者がいたが落札者が決まらなかったものをいう

注 工事契約を集計

注 単価契約を除く

トピックス 3**公共工事設計労務単価の改定**

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成 2 5 年から 1 0 年連続で改定を実施（直近の改定は、令和 4 年 3 月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員 ② 1 3 , 1 0 0 円 → ④ 2 0 , 1 0 0 円

鉄筋工 1 6 , 2 0 0 円 → 2 3 , 9 0 0 円

大工 1 6 , 1 0 0 円 → 2 3 , 1 0 0 円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図っている（平成 2 8 年度から開始）。
- なお、役務業務における予定価格の積算基準（単価等を用いて積算する基準）を令和元年度契約分から引き上げている（単価は毎年度、必要に応じ別途改定）。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- これまでから I S O 1 4 0 0 1、K E S（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者を、工事業者の格付制度で加点評価するなど、社会的課題の解決に資する取組に配慮
- 環境にやさしい都市づくり、地域防災力の維持・向上、地域コミュニティの維持・活性化等に貢献するなど、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する事業者評価を推進
- 具体的取組の一つとして、令和2年4月から、予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を開始。令和3年4月から、具体的な取組内容の記載を義務化。

令和4年4月から「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度の認証を受けた事業者等については、上記の宣言的な文書の提出を免除。

主な市長部局の取組例

段階	内 容	
(工事契約のみ) 格付での加点	該当する項目がある場合は格付の加点	官公需適格組合
		I S O 9 0 0 1 認証取得者
		I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証取得者
		障害者法定雇用率達成事業者
		災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者
		京都市との協定
		京都府との協定
		男女共同参画の取組を推進している事業者
		「一般事業主行動計画」の策定 国家資格を有する女性技術者の雇用
条件設定 入札参加	電力調達契約で入札参加者を限定	暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）をしている事業者
		消防団協力事業所に認定されている事業者
	清掃業務委託で入札参加者を限定	・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」の評価基準により、C O ₂ 排出係数（1kWh当たりの排出係数 0.50 以上 0.225 未満までの 8 段階の区分に応じ、0～70 点の配点）、再生可能エネルギーの導入状況（導入率 5% 未満～50% 以上の 5 段階の区分に応じ、－5～30 点の配点）などの各項目の得点の合計が一定値（70 点）以上である者 ・再生可能エネルギー比率 100% 電気の料金メニューにより、各入札で求める電気量を供給する者
		I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証取得者

総合評価 での加点	該当する項目がある場合は総合評価の加点	I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証取得者
		災害発生時における応急協定を締結している団体に加入している者（京都市、京都府との協定）
		市内企業の下請参入率及び共同企業体における市内企業の出資割合
契約後	契約後 2 箇月以内に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書を提出 【対象】 ・ 予定価格 4 億円以上の工事請負の受注者 ・ 予定価格 8 千万円以上の物品等調達の受注者	
履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	確認できない場合は違約金徴収	市内企業の下請参入率（総合評価での加点項目）
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税、法人税、消費税、市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

トピックス	主な工事格付での加点状況（近年の推移）（注 延べ加点業者数）		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
不当要求防止責任者講習	5 0 2 者	6 0 5 者	7 1 6 者
災害応急協定（市との協定）	6 0 9 者	6 1 5 者	6 2 5 者
I S O 1 4 0 0 1、K E S	2 6 7 者	2 6 8 者	2 6 5 者
国家資格を有する女性技術者の雇用	2 7 0 者	2 9 2 者	3 1 4 者
I S O 9 0 0 1	1 2 6 者	1 2 6 者	1 2 5 者
一般事業主行動計画の策定	7 8 者	8 3 者	8 3 者
災害応急協定（府との協定）	6 7 者	7 6 者	8 5 者
障害者法定雇用率達成事業者	4 7 者	3 6 者	4 2 者
消防団協力事業所	3 5 者	3 5 者	3 5 者
官公需適格組合	5 者	5 者	5 者



今後の方向性

- 引き続き、現行の取組を推進していく。
- なお、公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。
その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。